

堺カーボンニュートラル海外展開ネットワーク実施要領

1 名称

本ネットワークは、堺カーボンニュートラル海外展開ネットワークと称する。
英字略称は SCNet とする。

2 目的

本ネットワークは、堺市と市内企業等との公民連携のもと、海外都市における脱炭素化プロジェクトの形成・推進を図ることにより、世界の環境問題解決・脱炭素化への貢献及び環境ビジネスの海外展開による更なる成長につなげることを目的とする。

3 構成

本ネットワークは、堺市及び2の目的に賛同する事業者等で構成する。

4 活動

(1) 堺市の役割

① 環境ビジネスの海外展開に関する情報発信

登録事業者に対して、メール配信（メールマガジン）により、JCM 等の海外展開支援制度など、環境国際協力に関する情報の発信を行う。また、本市が関与する都市間連携等に関する取組情報やセミナー等の案内を行う。

② 登録事業者への個別支援

登録事業者から環境・脱炭素分野における海外でのプロジェクトに関して支援・協力要請があった場合、堺市の環境国際都市間協力の方向性と合致するなど総合的に判断したうえで、希望内容に応じて、海外都市の環境ニーズの調査や情報提供、現地行政機関との意見交換への参画、現地関係者の市内施設見学や研修講師派遣等の対応等の支援を行う。ただし、資金提供は一切行わない。

(2) 登録事業者の役割

登録事業者は、本市や関係機関等と連携し、海外都市における脱炭素化プロジェクト形成を図ることとする。

5 会費

会費は、無料とする。

6 登録等の手続き

(1) 登録

本ネットワークへの登録を希望する事業者等は、登録申込書（様式1）を堺市に提出す

るものとする。

堺市は、提出書類の内容を確認のうえ、申込を受け付けた事業者を本ネットワークに登録し、その旨を登録事業者に通知する。

(2) 登録内容の変更・廃止

登録事業者は、登録した内容を変更したとき、又は登録を廃止しようとするときは、登録変更（廃止）申出書（様式2）を堺市に提出するものとする。

(3) 登録の抹消

堺市は、次のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を抹消し、その旨を当該事業者に通知する。

- ①登録事業者の申込内容に虚偽があったことが判明した場合
- ②登録事業者の構成員が堺市暴力団排除条例第2条に定める暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると判明した場合
- ③登録事業者が本登録をもって「堺市登録事業者」など第三者に誤解を与える名称を用いていることが判明した場合
- ④その他本ネットワークの信用を著しく損なう、又は損なうおそれがあると堺市が判断した場合

7 事務局

本ネットワークの事務局は、堺市環境局カーボンニュートラル推進部環境政策課に置く。

8 その他

この要領に定めのない事項及びこの要領に疑義が生じた場合は、堺市の運用及び解釈による。

附 則

この要領は、令和4年4月20日から実施する。